

算定基礎届の作成に関するQ&A

●届出対象者

Q1 病気療養中のため無給の被保険者の場合でも、算定基礎届は必要ですか？

A1 算定基礎届の対象となっている4月、5月、6月の3か月間病気欠勤のため無給となっている被保険者であっても、算定基礎届の提出は必要です。この場合、「⑱備考」欄の「5. 病休・育休・休職等」を○で囲み、「9. その他」欄に「○月○日から休職」等と記入してください。

Q2 4月昇給の当月支払であり、7月の月額変更に該当しますが、算定基礎届に必要事項を記載し、「⑱備考」欄の「3. 月額変更予定」に○をすれば、月額変更届の提出は不要ですか？

A2 7月改定の月額変更届の提出は必要です。なお、算定基礎届については、当該被保険者の「⑱備考」欄の「3. 月額変更予定」に○で囲み、「⑱備考」欄「9. その他」に改定月を記入してください。

Q3 4月に昇給があり、現在の標準報酬月額より2等級上がり、昇給分については5月に支給しました。その場合、算定基礎届の提出は必要ですか？

A3 算定基礎届の提出は必要です。
差額支給があった5月に固定的賃金に変動があった月以後3か月（5月、6月、7月）が計算の基礎となり、8月から随時改定により標準報酬月額が変更されます。
8月または9月の随時改定予定者については、算定基礎届が必要です。
この場合、算定基礎届には、随時改定が予定されている被保険者の報酬月額欄を記入せず、「⑱備考」欄の「3. 月額変更予定」に○を付して提出してください。

●報酬

Q4 6か月分（4月から9月まで）の定期券を購入し、3月に従業員に支給している場合、報酬に含めるのですか？

A4 定期券を購入して支給した場合は、その額をその月数で割って、1か月当たりの額を算出し、各月の報酬に含めます。

Q5 住宅の現物給与価格は1か月当たりの額が示されていますが、月の途中の入居の場合でも1か月の価額で計算するのですか？

A5 月の途中からの入居の場合は日割計算を行います。
例：1か月の現物給与価格×入居日以降の日数÷その月の総日数（1円未満切捨て）
大阪の社宅（6畳） 入居日4月21日
 $1,780円 \times 6畳 = 10,680円$ $10,680円 \times 10日（入居日以降の日数） \div 30 = 3,560円$ （現物給与の額）
（都道府県別の現物給与価額は「社会保険の事務手続き」の最終ページをご覧ください）
※食事が支給される場合は、被保険者が現物給与の価格で計算し額の2/3以上負担している場合は、報酬に算入せず、2/3未満の場合は算入します。

Q6 テレワーク対象者が一時的に出社する場合の交通費は報酬に含めるのですか？

A6 労働日の労務提供地が自宅か会社かで報酬等に含めるか否かの取扱いが変わります。

労働日の労務提供地が自宅とされている方で、業務命令で一時的に出社し、その移動にかかる実費を企業が負担する場合、その費用は原則、実費弁償となり報酬等には含まれません。

労働日の労務提供地が会社となっている方で、自宅から会社に出社するために要した費用を会社が負担する場合は、原則、報酬等に含まれる。

会社がテレワーク等で対象者に在宅勤務手当が支給される場合も、その手当が実費弁償にあたるか否か、支給要件や支給実態などを踏まえて判断することになります。

●報酬月額

Q7 3月以前に支払うべき給与を、支払遅滞により4月に支払いました。算定基礎届はどのように記入したらよいですか？

A7 給与支払いの遅延等により、算定対象月の報酬月額に算定対象月の前月以前分の支払額（遡及支払額）が含まれている場合は、報酬月額の総計から遡及支払額を除いた報酬月額により、標準報酬月額を算定します。
 なお、算定基礎届を提出する際は、「⑧遡及支払額」欄に遡及支払額があった月（「Q6」のケースは4月）及び遡及支払額（3月以前分の支払額）を記入し、「⑭総計」欄から遡及支払額（3月以前分の支払額）を除いた金額により算出した平均額を、「⑯修正平均額」欄に記入してください。

Q8 4月1日に入社した社員については、4月は1ヶ月分の給与が支給されません。給与が毎月20日締め、月末払いのため、支払基礎日数が17日以上ありますが、4月は算定の対象月となりますか？

A8 給与の支払対象期間の途中から入社することにより、入社月の給与額が1か月分の額とならない場合は、対象月に含めることで本来の等級よりも低い等級で標準報酬月額が決定されてしまうため、1か月の給与が支給されない月（途中入社月）を算定の対象月から除いて計算を行います。このため、ご質問のケースの場合は、4月を算定の対象月から除いてください。なお、算定基礎届を提出する際は、「⑭総計」欄から途中入社月の報酬月額を除いた金額により算出した平均額を、「⑯修正平均額」欄に記入した上で、「⑱備考」欄の「4.途中入社」及び「9.その他」に○で囲み、括弧内に「資格取得年月日」を記入してください。

●支払基礎日数

Q9 月給者が4月に10日間欠勤し、勤務日数が11日だった場合、支払基礎日数が17日に満たないため、4月は算定の対象から外れるのですか？

A9 (1)欠勤控除の規定がある場合
 支払基礎日数＝欠勤控除の計算のもとになる日数-欠勤日数
 (2)欠勤控除の規定がない場合
 何日休んでも支払基礎日数は変わらないため4月は算定の対象となります。

Q10 夜勤労働者で日をまたぐ勤務を行っている場合の支払基礎日数はどのようになりますか？

A10 (1)月給者の場合：各月の暦日数を支払基礎日数とします。
 (2)日給者の場合：給与支払の基礎となる出勤回数を支払基礎日数とします。
 (変形労働時間制を導入している場合は(3)に準じて扱います。)
 (3)時給者の場合：各月の総労働時間を事業所の所定労働時間で割って得た日数を支払基礎日数とします。

Q11 給与計算の締切日と支払日の関係によって支払基礎日数が異なりますか？

A11 異なります。
 例：月給制の場合

給与末日締		当月末日支払
月	暦日	支払基礎日数
4	4/1～4/30	30日
5	5/1～5/31	31日
6	6/1～6/30	30日

給与末日締		翌月10日支払
月	暦日	支払基礎日数
4	3/1～3/31	31日
5	4/1～4/30	30日
6	5/1～5/31	31日

給与25日締		当月末日支払
月	暦日	支払基礎日数
4	3/26～4/25	31日
5	4/26～5/25	30日
6	5/26～6/25	31日